長時間労働削減のために ⑮

脳心臓疾患、精神障害の労災認定と長時間労働

フローリッシュ社労士事務所　所長
（一社）名北労働基準協会専門相談員
特定社会保険労務士・シニア産業カウンセラー
新　美　智　美

長時間労働などの慢性的な負荷は、脳・心臓疾患やうつ病等の精神疾患を発症させる有力な要因と考えられています。

脳・心臓疾患と精神障害では、労災認定において異なる基準が示されています。

まず、脳・心臓疾患と労働時間の関係については、以下のような労災認定基準が示されています。

○発症前1～6か月間平均で月45時間以内の時間外労働は発症との関連性は弱い

○月45時間を超えて長くなるほど、関連性は強まる

○発症前1カ月間に100時間、または2～6カ月間平均で月80時間を超える時間外労働は、発症との関連性が強い

※2～6カ月間平均で月80時間を超えるとは、発症前の2カ月間、3カ月間、4カ月間、5カ月間、6カ月間のいずれかの月平均時間外労働時間が80時間を超えることを指します。

一方、精神障害の労災認定要件は以下のとおりです。

1、認定基準の対象となる精神障害を発病していること

2、認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね6カ月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること

3、業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと

このうち、2の業務による心理的な負荷（出来事）としては、仕事中における事故や災害の体験、パワハラ・セクハラと並んで長時間労働が重要な判断要素となっており、これらの出来事による心理的負荷の強度により判断されます。

長時間労働の具体的な評価方法ですが、うつ病等の精神疾患の発症直前1カ月間に概ね160時間以上、又は、直前3週間に概ね120時間以上の時間外労働が認められれば、その事実だけで業務による心理的な負荷が認められることになります。また、

○発病直前の2カ月間連続して1月当たり概ね120時間以上の時間外労働を行った場合

○発病直前の3カ月間連続して1月当たり概ね100時間以上の時間外労働を行った場合

は、心理的負荷の強度が『強』と認められます。さらに、1カ月100時間程度の時間外労働があれば、心理的負荷となる他の出来事との総合的な評価により労災認定されうることも定められています。

長時間労働は、大切な従業員の生命や身体の健康を損なうリスクがあることはもちろんですが、会社にとっても労災認定、ひいては安全配慮義務違反による訴訟リスクを抱えることになります。そのようなリスクから会社を守るためにも、長時間労働の抑制に向けた全社的な取り組みが求められています。

イラスト・森沢康代

労務管理No.1弁護士　石嵜信憲弁護士に聴く
働き方改革関連法対応セミナー
第1回　平成30年9月3日㈫
第2回　平成30年10月16日㈫
両日とも13：30～16：30
会　場　名古屋能楽堂
※詳しくは、当協会HPをご覧下さい

費用	1回	2回
会員	4300円	8000円
非会員	4900円	9200円